

日本春秋考

植杉英之助

序

- 一、日初傳と著作
 - 二、日本春秋とその成立
 - 三、史體と典據
 - 四、國體論と日本春秋の特筆
 - 五、日初の考證史學
- 結語（史學史上の價值）

序

日初の日本春秋に就ては既に大正十二年九月發兌の「池田人物誌」に吉田銳雄氏が紹介された。然し、これは日初傳と日本春秋の書誌的方面を紹介されたに止り、その史學史上の價值に言及されなかつた。其後日初の著述に就ても「日本春秋綱領」二卷なるものが新に發見され、尙二、三の新事實が分つたので、史學史的考察を中心と

して此一編をものした次第である。

一、日初傳と著作

日初を傳へた書籍の中、伴蒿蹊の近世畸人傳が最初のものであらう。

攝津國池田に寓居せる禪僧日初はもと何處の人と云ふ事を知らず、食あれば閉居し食盡くれば行乞す。其貧しくして袈裟破れ、衣薄けれどもいとはず。禪餘國學を好み反古の裏に筆を染めて日本春秋といふ書を著す。水戸の日本史に類すといへども其所志他を導かむのまうけにて人々の傳に褒貶あり。されば春秋をもてなづくとなむ。其書は池田の人寫して持てりと聞きぬるばかりにて、いまだ見ず。たゞ此人の志を貴むがた

めに、聞くまゝにこゝに擧ぐ。近年其里にて化せりとぞ。

尾崎雅嘉の群書一覽には

日本春秋 寫本、五十卷 僧日初

事實日本史に類すといへども、年紀を以て次第したれば人の傳は其中に散在す。所々に僧顯曰と標して褒貶の論其人をして惡を懲し善を勸めしむるこゝろざし見たり。此人攝洲池田の里にすみて、常に食あれば閉居し食なければ行脚し袈裟衣破るれども心とせず、禪餘國學を好みて此書の草稿は反古のうらに書たり。此里の人うつして稀に世間に出づるよし、近年その里にて化せりといふ。

釋道契の續日本高僧傳にも「攝洲池田沙門僧日初傳」として紹介されてはるるが近世畸人傳所載のものを漢文で轉載したに過ぎない。

彼が何處に生れたかは分らない。又墓も未だ發見されてゐない。然るに大阪の國學者山川正宣が嘉永元年彼のために墓石を建てんとして墓文を書いた。幸ひ池田市森

萬之助氏の手に珍藏されてゐる。(池田人物誌) 夫によれば

師諱寂顯字日初大阪人俗姓不詳黃檗山蘆江和尚徒弟。

而性軟弱故隱于此矣。嘗喜讀書特耽國史竟撰日本春秋五十卷雖末弘世頗有所取。明和七年十月廿六日化壽七十五。

嘉永元年 月 山川正宣

之に依れば彼は大阪の人となつてゐる。大阪名家著述目錄には河内の人とある。山川正宣は墓文を書いたけれども墓石を建てずに終つたらしい。然しこれに依つて彼の生歿の年は明らかとなつた。彼が黃檗に參禪してゐた頭黃檗の藏經校合掛をしてゐた富永仲基と交つたと云はれてゐるが確證はない。然し仲基の弟荒木蘭臯が日本春秋の序文を書いて居り、之を讀めば兩者に親交のあつた事は想像出来る。蘭臯は其著鷄肋集に日初禪師と題して左の詩を作つてゐる。

初翁習禪寂。兀坐土木骸。崇敬不自居。自言同俗儕。

誦經爲生産。問頂是招牌。眞率正如此。誰識至人懷。

以上に依り日初の人物の大概を想察する事が出来る。尙彼の奇行奇言のあつた事は彼の著「翁媪緒餘」に依つて知られる。彼の學問上の師は誰であつたか不明である。又學問上の交友關係も記録上前記の二人以外に分らない。彼の如き學僧も、その生活に至つては極めて單純であり一介の乞食僧と何等異らず、全く浮世の風塵を餘所に、孤獨の生活に甘んじてゐるから凡らく學問上の師も友もなかつたのであらう。従つて日本春秋の如き大作も彼一人の手に成つたのである。

著作は可も多いが今日までに發見されてゐるものは「日本春秋」五十卷、「日本春秋綱領」上下二卷の外に前述の「翁媪緒餘」がある。發見されてゐないものの中、「東方策」に就ては前述の山川正宣が其著「佛足石和歌集解」の例言に「此書獨我編輯にあらず、明和年間里中蓮秀菴僧日初諱藏顯號大東、號千果法孫、深く皇國の學に耽り日本春秋五十卷及兩三部の著述あり。其中東方策五卷一友人稿本を藏す。第二卷に佛跡の事を載て東郡野呂氏が刻本を増註し多く佛書を引用すといへども、歌詞に至りては猶半を闕り、

はた附石の記文も遺漏あり、余偶佛跡和歌に感有を以て二氏が志を繼ぎ、眞石を湯寫なして普く諸書に參考し、傍僻案を加へて遂に一部の書と爲す耳」と記してゐる。

(池田叢書山川正宣集) 大阪名家著述目錄には著述として日本春秋の外に鎌倉春秋十(寫本)、皇居年表五(寫本)、古事記注疏、日本紀注疏、の四部を傳へてゐる。尙此外「臆斷」なる著もある。日本春秋卷一神代通紀の末に「古史學衆說紛雜前後矛盾始終紊亂今取舍析衷叙之予往著臆斷今不贅」とあり日本春秋編纂以前既に「臆斷」なる著のあつたことを知る。池田人物誌には「記紀臆斷」とあるがその名稱についての確證はない。然し古史とあるから記紀の研究考證であつたことは確かであらう。以上の著書によつて史僧日初の面目躍如たるものがある。

二、日本春秋とその成立

日本春秋五十卷の中第一卷は神代通紀で神代のことを叙し第二卷より五十卷までは神武天皇より後陽成天皇に

至る編年史である。五十卷末には日本春秋後紀大綱と題して後水尾天皇より中御門天皇に至る御七代の略年譜を記し、次に東都世譜と題して家康より家繼に至る各將軍の略歴を載せてゐる。最後に跋語を附してゐる。

さて日初が日本春秋を著はすに至つたのは如何なる動機によるのであらうか、之は日初自らの序「日本春秋序説」に明らかである。此序説は恰も一編の史學史の態を成し日本書紀より江戸時代の史書に至るまで重要なものは殆んど之を網羅し、簡單ながら一つ／＼に就て批評を下してゐるから日初の史觀も之に依つて明らかである。彼に依れば我國には六國史以後正史として誇るに足るべきものがないとしてゐる。例へば鏡類の史書に對しては「倭歌者流之家事非復國家之大典也」と評し東鑑に就ては「唯霸家之事而不預皇室之典」と言つてゐる。太平記や平家物語、源平盛衰記等の戰記類に就ては「徒載干戈之事不及俎豆之禮」としてゐる。即ち彼に依れば六國史は我國の大典であるが其後絶えて此學がなかつたのは誠に残念であると云ふのである。こゝに於て六國史を繼成し以

て全史を成し皇室の典に預らんとしたのである。全史に就ても王代一覽や編年通紀の如きはあるが何れもとるに足らないとして「祭酒法眼春齋追先考志、學其大綱撰王代一覽。其書雖確案所收不博。纔得見一斑不能察其全豹。覽者病諸。厥后坊間所行者編年通紀等公千世。然願其爲書救麥不辨。妄謬居半。亦不足以為徵焉」と言つてゐる。

然し寛文九年には本朝通鑑が既に完成してゐる。之に就て彼は「尋著皇朝通鑒稿成滅於明曆之火矣、其人亦逝矣」としてゐるから本朝通鑑を見なかつたらしい。此事は本朝通鑑序に「不幸遇國哀加旃所獻之四十卷懼丁酉之災而其身亦沒矣」とあるのを彼が傳として聞いたのであらうか、本朝通鑑が幕府の祕本とされた、め日初の如き一介の乞食僧の目に觸れなかつたのも、けだし當然であつた。大日本史に就ては定堅の序に「嘗聞水戸侯好學命儒臣撰日本史。有本紀若干世家若干列傳三千而藏諸祕府不出人間。則有猶無爾」とあるから之も亦日初の目に觸れなかつたらしい。そこで彼は堂々たる日本の正史を作り之を世に公にせんとしたのである。「顯不敏何與於國家

大典而自僭踰作爲日本春秋……」と云つてゐるのを考へると彼が如何に大なる抱負を有してゐたか、伺はれる。彼が起稿に着手したのは寶曆十三年であることは跋語に依つて明らかであるが之に就ては荒木定堅の激發獎成之功あることを忘れてはならない。このことは日本春秋開卷第一の明和三年丙戌九月作るところの定堅の序に依つて明らかである。荒木定堅とは富永伸基の弟蘭皐のことである。富永伸基は大阪の天才學者で池田に遊學したとあり、「翁の文」や「出定後語」等の著があり、所謂「加法」なる研究法に依つて記録の明らかでない古代歴史の實相を知らんとした人である。定堅の序文に依れば伸基は晩年日本歴史を作らんとして既に若干の稿を構へたらしいが果さずして歿した。弟蘭皐は之を遺憾とし、兄の意を繼成せんとしたが到底己の任に非ざることを悟り之を日初に委囑した。同序文に「吳中有一剝曰蓮秀、偶值上人應固請來匡參徒、廬之相距里許、數々相見、以得奉昔日之歡、一日出示一帙、開卷一覽、上自神武帝中至天武帝四十主千三百餘年間一興一廢千緒萬端、刪繁正妄

文辭簡古、事蹟燦然三長已備而無有四患五難也、實翻々良史之才邪、非邪、乃謂曰在昔家兄之言上人記之盡成全史乎、曰、老矣不能、曰、古來已無人、後來亦、或然、今天下舍上人而誰居、上人努力、何不能之有、啖而不答、然上人之於法縉素園饒濟度不倦、其就寢臥飲食之外豈有暇著作乎、雖然著作亦固其所好、則日成月就、今茲九月全史遂成……」とある。之に依れば日初は夙く日本春秋を作爲せんとし、蘭皐が依頼した時には既に或程度の腹稿が出来てゐたらしいが身既に老境に達し其事業の大なるを想ひつゝ、逡巡するところがあつたのであらう。偶々蘭皐の熱誠なる獎めに遇ひ遂に動かされて起稿に着手するに至つたのである。起稿及脱稿に就ては跋語に明らかである。

寶曆季年肇撰日本春秋先纂六史、起于神代自神武至光孝凡十六卷、明和己酉三月脱稿、宇多朝廷以來無正史於是搜索野語、小說艷辭戰錄等參攻之公卿補任諸家系圖等起草丙戌二月卒業、再起自二月十三日至八月十五日重脱稿其年九月再刪補前編十六卷至十一月卒業五十

卷全備、翌年丁亥依杜士賢請別寫一本、自二月上旬迄閏九月下旬成矣、踵就西彥禪請又寫一本乃自厥年十月至明年戊子八月成功、又應安田喬卿需寫一本使起于己丑五月四日至翌庚寅六月二十五日終編、乃自書第四本也、字前書有異者以後本爲正。

明和第七載

大東我氏焜日初年七十自書

之に依れば寶曆十三年起稿に着手し神武天皇より光孝天皇迄凡そ五十八朝史が明和二年三月に脱稿され明和三年二月に至つて字多朝以後、後陽成天皇迄が完成した。同年重ねて脱稿し、九月前編十六卷を刪補し十一月に至つて五十卷全く成つた。時に日初は六十六歳であつたが其後人の需に應じ四度此大部の書を自書してゐる。第四本は明和七年六月完成し同年十月七十歳を以て歿した。日初の自筆本は今日尙發見されてゐない。寫本には左記のものがある。

僧で「日本春秋綱領」の序文をも書いてゐる。

(一) 大谷文庫本。五十一卷五十一冊あり大谷大學の藏本である。最後の五十一卷は餘齋の書入を集めて一冊としたものである。餘齋上田秋成は日初の所説に對し一つ／＼之を駁論してゐるから秋成の史觀も之により明らかにすることが出来る。

(二) 滿願寺本。池田市岸上善五郎氏の藏本であるが、もと攝州滿願寺に寶藏されてゐた。滿願寺の僧圓明の書寫したものである。第一卷荒木定堅の序文の末に「明和己丑六月八日智大通臨寫」「安永六年酉年九月初日寫巧終」と朱書してゐる。但五十卷五十冊の中、四十九卷五十卷の二冊は闕本となつてゐる。

(三) 帝室文庫本。宮内省圖書寮藏本にかゝる。五十卷二十五冊で二卷宛合綴となつてゐる。

(四) 願泉寺本。泉州貝塚の願泉寺に寶藏されてゐるもので五十卷五十冊となつてゐる。明和九壬辰載春三月

(五) 大阪圖書館藏本。豊田文三郎遺書として寄贈されたものであるが十卷四冊よりない。定堅の序文も日初の自序もない。

原泉僧疏跋とした短篇の書後がある。原泉は願泉寺の

(六) 石濱文庫本。大阪石濱純太郎氏の所藏にかゝる。

之は長州の學者にして「明治新刻國史略」の著ある桐陰、石村貞一氏の書寫したものである。

但、白河天皇まで五冊で後は闕本となつてゐる。全篇を通じ各葉悉く朱を以て抹消、加筆、或は句讀訓點を施してゐる。察するに、日本春秋を簡略にし、之を世に公にする心算であつたのではなからうか。國史略とは直接の關聯は無いけれども、其編纂に際し參考としたのであらう。

日本春秋綱領は上、下二卷よりなつてゐる。上卷には天明改元辛丑戴夏五月作るところの原泉僧疏の序文がある。その一節に「日初禪師譯日本春秋也。纂脩百家而闕者補焉。逸者索焉。化俚變雅、退僞歸眞。昭々乎如揭日月而行。所謂千載不刪之典。於是乎備矣。尋譯日本春秋綱領。則王室興喪后妃相將黜陟、霸者出沒。括裏纘末、而部分類聚區別布置。如指掌然。於是乎詳略備矣。巨細學矣。此編也大綱要領於是乎名焉」とある。之に依れば綱領は春秋完成後編纂されたらしい。自筆の第四本が明和七年六月に脱稿されてゐるから同年十月彼の歿する迄僅かに

三、四ヶ月の間であつたのであらう。日初の自序がなく上卷と下卷との間に必ずしも一致しない點が見受けられるから未先にして歿したのではなからうか。或は原泉が書寫した時既に闕本に成つてゐたかも知れない。綱領は原泉の序文にもある様に春秋の大綱要領である。綱領の中に於て彼は春秋を以て「本書」と稱してゐるから兩者の關係は恰も本朝通鑑と提要との關係に似てゐる。然し提要が通鑑の綱文の摘録であつたのに對し綱領は寧ろ系譜に近い。上卷末に「本書省略諸皇子名者今悉具于此以代系圖」と細書してゐる。上卷は「神皇世次」と題し神代七代の御略譜を載せ、次に神武天皇より後陽成天皇に至る各天皇の條下に御即位、御在位、改元等のことを載せ皇后、皇太后、皇妃、諸皇子の御名を洩れなく記し奉つてゐる。尙こゝに注意すべきは、本書に「自神武至安閑二十八朝一廢紀年不取以闕疑耳」としながら綱領には「如世次且從日本紀之年」と言つて書紀の紀年を用ひてゐる。彼が體裁に意を用ひた現れであらう。

下卷は霸家として頼朝より家康に至る各將軍及び信長

秀吉等の略歴を記し最後に朝鮮世代と題し古代朝鮮王朝の梗概を記し秀吉に至るまでの皇朝を朝鮮王朝の名を對照してゐる。要するに日本春秋の編纂も本書五十卷のみを以て完成されたのではなく綱領を俟つて始めて内容、形式共に完備されたと言ふべきであらう。

三、史體と典據

日本春秋は大體、六國史の史體に従つてゐる。所謂編年史體である。序説に「以日擊月以月擊時以時擊年以年擊帝古史之法也」と言つてゐる。然し兩者の史體には可也重大な相異が發見せられる。

(一) 論贊。六國史には所謂論贊なるものはないが春秋には本文より一格を下け「僭類曰」とした論贊なるものがある。然し此論贊は紀傳體のそれとは必ずしも一致しない。例へば春秋の中には史實の考證や支那史書に依る日支交渉關係の敘述が多く含まれて居り、又天皇の第一代に關し必ず贊を上ることをしてゐない。然し高倉天皇や後醍醐天皇に上つた贊や清曆や道鏡、菅原

道眞、平重盛、源賴朝、大江廣元、足利尊氏、楠正成、足利義政等の傳贊は大日本史のそれと相通するものがある。

(二) 傳記。春秋は傳記に就ては特に注意を拂つてゐる。例へば書紀や續日本紀の不注意に逸脱した大官の傳記一例へば藤原鎌足、不比等無智麻呂等をも記載してゐる。この事は紀傳の一部分たる列傳を取つて編年に加へたとも解せられる。日初が日本春秋完成後「綱領」を編纂し本書に記載しなかつた皇妃、皇子の御名と御略歴を盡くこゝに記し以て編年史體の不備を補つたことにも亦此意味が考へられる。

(三) 春秋には宣化天皇以後の各條に於て我國の年號と支那及朝鮮の年號とを年毎に列記對照してゐる。このことは彼が紀年の正確を期した故であり、又日、鮮支の三國關係を特に重視したためであらう。以上の點に於て六國史の史體と異つてゐる。彼が春秋を以て國家の大典に與らしめんとしたのであるから春秋の形式體裁に就ては相當の考慮を拂つたであらう。例へば

春秋の本書にあつては神武天皇より安閑天皇に至るまでの紀年に疑ありとして之を記載しなかつたにも拘はらず綱領には書紀の紀年をそのまゝ採用してゐる。かくて彼は結局古史の法を採用するに至つたけれども、その不備を補ふに紀傳を以てしたのである。

尙最後に注意すべきは日初が春秋の本文を草するに當つては必ずしも史實を直書してゐない。この事は本朝通鑑や大日本史が古史の記事を尊重し之を直書するを念としたのと比較對照せられる。春秋にあつては日初自身の史實の考證や物語り、傳説に對する彼一流の解釋が直ちに歴史的事實として本文を構成してゐる。之は彼が自ら考證史家を以て任じた故以であらう。

次に日本春秋の典據は何であつたか。序説に「耄老年中盡敬皇帝舍人撰日本紀、相踵十七朝有五史共行乎世焉」としてゐるから先づ六國史を用ひてゐる。但し日本後紀に就ては第十一卷淳和天皇の天長十年の條に「自桓武天皇延暦十一年至此則左大臣藤原諸嗣所撰日本後紀之所收也、然而全書已逸、抄略二十卷纂一卷備存、而訛謬

脫失不足取信、近賀茂祠官鴨祐之撫類聚國史中撰日本逸史四十卷今從之纂年」としてゐるから日本逸史を以て此時代を補つた。抄略二十卷とは木下長嘯子本を云ふのであらうか。稿本十卷が未だ發見されてゐない時である。

類聚國史に就ては序文にも其名は見えるけれども見てゐないらしい。三代實錄に繼いで彼が何を用ひたか。光孝天皇の條に「自清和即位貞觀元年至光孝仁和三年八月據三代實錄叙春秋、從此以下無正史、則從野語稗説爲編、雖曰有續三代實錄今則亡矣」としてゐる。彼の言つてゐる野語稗説とは何であるか。跋語には「宇多朝廷以來無正史於是搜索野語、小說、艶辭、戰錄等參攻公卿補任諸家系圖等起草」と記してゐる。従つて序説に鏡類に對しては倭歌者流の家事と評し、戰記物に對しては徒らに干戈の事のみ走り制度文物を遺失すと評しながら矢張之等を用ひないわけには行かなかつたのである。即ち榮華物語、大鏡、今鏡、水鏡、東鑑、保元物語、平家物語、源平盛衰記、太平記、保建大記、増鏡、足利季世記、應仁記太閤記、等を引用したことが序説及本文に見える。

補助的なものとしては古事記、風土記、萬葉集、古語拾遺、和名抄、姓氏錄、元亨釋書、公卿補任、拾芥抄、經國集、懷風藻等を始めとして古今集、源氏物語、枕草子や中原康富記の名も見える。跋語に記した諸家系圖に就ても、池田人物誌に稻東太忠が其日誌に日初に大系圖を貸した由見るとある。彼が乞食僧の如く天下を放浪したのも一つには史料拾集の目的があつたのではなからうか。日初が朝鮮、支那との交渉關係に就て特に注意を拂つたことは前述の通りであるが、朝鮮史料としては東國通鑑、三國史記を引用してゐる。支那關係のものとしては王充論衡を始めとして後漢書（光武本紀）魂志、三國志、隋書、唐書（東夷列傳）、舊唐書（東夷傳）、宋書（日本列傳）や唐朝張九齡文集、文獻通考等の名も見える。

以上は春秋に引用したと記してゐるものを列挙したのであるが、尙此外に彼が参考とした雜書の数も可也多かつたものと察せられる。

四、國體論と日本春秋の特筆

日初が我國に就て如何なる考へを有してゐたか。序說に「夫以神人之政以質素無爲爲本。鮮有文章之美也。迄于神功太后討三韓始傳學百濟。欽明朝廷承西印佛法。移風易俗。推古御寓聘問隋國傳中華聖人禮樂。而吾國所從來數千百載之質不能與彼文彬々然。於是中華之士以吾爲野。雖然我神人之化逮萬世天皇一氏其間雖有暴臣姦賊、不得覬覦者非西印中華所及。不亦君子國耶」と言ひ、又「文質之不彬々然者吾國神國之遺風也」としてゐる。

此考へに就ては世上往々富永仲基の影響であると謂はれてゐる。特に我國の特色を質とし、支那の文とを比較してゐる點は仲基が「翁の文」に於て我國の特色を絞とし、支那の特色を文とし、印度を幻の國としてゐるのと相通するものがある。

然し日本春秋の本文や論贊に仲基の加法らしきものが見出されない所より考へると、此等の考へも亦日初自身の卓見也と斷じて差支なからう。即ち彼に依れば我國の特色は質直であつて決して中華の文に劣るものではない。文章の彬々然たらざるの故を以て、我國を野とする

けれども、このことは寧ろ我國神國の遺風であつて萬世

一系の皇統こそ却つて我國をして君子國たらしむる所以であり、中華、西印の遠く及ばざる所であると言つてゐる。かうした國家意識に徹した彼が古來歴史上に現はれた忠臣逆臣に就て論贊を記し以て褒貶の論を成したことは當然であらう。一例として楠氏贊論を記す。曰く

大哉正成、以小軍守孤城、受東夷百萬強敵而不屈、遂遇先帝恢復、雖不與拔六波羅之衆、然所以使諸國揚義旌抽忠誠脫先帝於幽宮者皆正成徇大義之功也。

次に大日本史の所謂三大特筆或は世上往々五大特筆と謂はるゝものについて日本春秋は如何に取扱つてゐるか今暫く之を記す。日初は大日本史の祕府に藏せることは知つてゐたが之を見なかつた。此事は序説に依つて知られる。一體大日本史が民間に流傳したのは日初歿の翌年

明和八年中井竹山が京都所司代堀田侯の命に依り近畿某侯所藏の寫本を謄寫した序に懷徳堂本として更に一部を複寫したものが最初のものである。大阪北濱の愛日小學校の愛日文庫所藏の山片家本(百卷、合卷成冊四十八冊、

同不成冊八綴)は懷徳本より複寫したものである。

(國學院雜誌第二十九卷第八號龜田次郎編寫山片蟬桃翁の事蹟補遺)

さて大日本史の特筆の中、先づ神功皇后に就て日初は

第二卷應神天皇の條に「日本紀曰。皇后攝位六十九年壽百歲。太子踐祚年七十。顯按皇后德通神明、才兼賢聖。

初委裘臨朝稱胎中天皇制。征討三韓、聘問魏國。皇子長則當進位。何待躬已崩太子漸老。皇后畢世不登天位以攝政自終乃足以見其心」として皇后の御在位を認めてゐないのにも拘らず「第十五代神功皇后」として皇后のために一紀を設けてゐる。

日初が何故此の如き矛盾を犯したか知る由もないけれども春秋が編年史體であつた、め仲哀天皇紀について直ちに應神天皇紀を設けることは記載上の不便があつた、めではなからうか。

然し神皇正統記が何等の疑問もなく天皇の御位に即かせられたものと認めたとに比すれば一つの進歩であらう。

次に弘文天皇の御即位に就ては明らかに之を認めてゐる

る。卷五に「近江後朝廷 大友新帝」として左の論證を付してゐる。

僧顯曰舍人王撰史也不立大友。直以天武繼天智蓋私其父也。故以壬中年爲天武元年。且廢白鳳年號。今弗從。

大友既立爲皇太子受禪奉三種神器。爲帝明矣。何可廢乎。是以繫壬申年於近江後朝爲白鳳元年。按續日本紀聖武詔曰白鳳以來朱雀以前云々。然則有白鳳年明矣。

論するところ大日本史大友本紀の論贊と一致してゐる。

次に南北朝問題については三十四卷後醍醐天皇の條に

帝後醍醐走吉野稱南朝天皇。劍璽在躬。蓋傳北朝者匪眞也。然南朝宮室未成。百官不備。以行在所自處。北朝

以定舊都置百官。繫之正統。末行即位大禮故不改元。

として以後南朝北朝を並立して記し奉つてゐる。尙長慶

天皇や淳仁天皇(淡路廢帝)の御在位は認めてゐるが仲恭天皇の御在位に就ては日本春秋綱領に「九條廢帝承久三年四月受禪踐祚年四、在位纔七十餘曰末行即位禮、爲北

條氏所廢不加世代不稱尊號居九條院十三年」と記してゐる。

要するに日初は我國體、我國家の特質に就ては可也深

い認識を有してゐたけれども、大義名分については大日本史に一步を譲るものであらう。然し弘文天皇、長慶天皇、淳仁天皇の御在位を認め奉つた事は大日本史と共に春秋の特筆として大書すべきであらう。これらの事は又日初が如何に考證に勝れてゐたかを物語るものである。

五、日初の考證史學

日初は史實の考證を得意としてゐたらしく春秋全卷を通じ考證論贊が中々多い。特に第一卷神代通紀の考證には古事記、古語拾遺、姓氏錄萬葉集等古典の成文をも引用して居り、恰も書紀神代卷の註釋の觀がある。然らば神典の考證に際し日初は如何なる論據に立つてゐるか、

先づ神代通紀の冒頭に

造化萬物總稱之曰神。我國自然風俗也。神之爲言上也。

尊尙之詞。故謂山曰彌增躬神。謂海曰渡津躬神。謂野

曰野祖神。謂火曰耀父神。謂水滿溢神。謂木曰樹木祖

神。謂土曰埴安神。謂穀曰食靈魂。進雄神對大蛇稱神。

秦大津父稱狼曰神見千日本紀。謂雷曰怒父。可畏之稱

凡可畏之物不雷亦稱怒父。

かうした實證主義合理主義的態度は新井白石の古史通と相通するものがある。然し日初は諸母二尊を始め神代史上の諸神に對し奉つては白石の如く「神は人也」との大膽な論を下さなかつた。彼は序説にも「神國之遺風」「神人之政」或は「神人之化逮萬世」等のことを屢々言つて居り天眞名井の誓約に就ても「神人無爲之照也」と言つてゐる。即ち彼に依れば神とは神であると同時に人である。神が人格化せられたものである。彼の所謂「神人」とはこゝうした意味を持つてゐる。此點に於て白石と相異なるものがある。

然し全體としては合理主義立場に立つてゐる。此點は白石と歸を一にしてゐる。例へば

葦原中國稱皇畿之外。上古皇畿高天原。列之者爲中國。其餘爲根國。

此の如き態度は古代神話の天上の世界を平面的な地下に降し之を合理主義的解釋によつて律せんとするものであつて現代知識を以てしては到底認容し得ざるものであ

る。然しこのことは一面歴史學派の長所とも言へよう。

次に神典を叙するに際し特に注意してゐるのは古語の解釋である。神代通紀に「古史傳古語故不易解耳」とか「古語相傳」とか或は「上古口傳混雜不可不擇焉」とか「古語通用」等の用語が屢々用ひられてゐる。此點に於ける日初の態度は又白石の態度と等しい。白石が古史通讀法に於て「其義を語言の間に求めて其記せし所の文字に拘はるべからず」と言つた態度は日初に於ても亦見受けられる。例へば同紀に

日子者對日女之美稱。今稱男女爲日子日女。乃訓彥姬字。古史以日子爲蛭兒。以璧貶稱之放逐不立爲嗣之謂。磐檣樟船者古來宮室之美稱古史往々有焉。西宮東對高天原之號上古謂獲魚鳥者爲戎夷。故後稱日子曰戎殿以混名勿謬華畧之美。又御統の語に就ても

御統服名國語美須末留美須召也俗謂服食曰召末留丸結東物曰丸今謂鎧曰胴丸

日初の古語の解に於ける凡そ此の如き類である。その正

否は兎も角、彼が古代國語を理解せんとした態度には仙覺、契沖と共に賞すべきものがあらう。彼が屢々萬葉集を引用せることに就ては既に述べた。又十六卷圓融天皇永觀三年源順卒するの條に「所著有和名類聚十卷、後蔭語三十卷行世」としてゐるから和名類聚抄の如きも亦參考としたのであらう。又江戸時代に流布した「大和詞」の類も参照した由春秋に見える。此の如く彼が古語を解釋するに際しては出来るだけ文學上の典籍を利用して獨斷の弊に陥るを避けた點は史學者の態度として相應しいものである。尙白石が舊事紀を信じ之を論據としてゐるに對し日初は第二卷に於て「上古稱皇子曰大兄人臣謙稱曰宿禰、宿禰少兄假字世本舊事紀載異說妄誕不可信焉」として舊事紀を全然引用してゐない。彼の識見、見るべきものがある。

以上は主として第一卷神代通紀に就て述べたのであるが、次に第二卷以後に於ける日初の考證論贊に就て述べる。彼の論贊には既に述べた様に紀傳體のそれと相通するものもあるが江戸時代末期より明治初期に廣く行はれ

た「史論」の類に相當するものも亦多い。尤も大日本史の論贊の如きも其論據が結局道徳史觀にあるのであるから此點よりすれば一種の史論と見て差支無からう。安積澹泊、同良齊の「史論」や山縣禎の「國史纂論」等は其論據が儒教の倫理觀にあり、所謂春秋の筆法に依つて論を成してゐる。日本春秋にあつても此種のものがあり、特に鎌倉時代以後に於て多く見受けられる。尾崎雅嘉が群書一覽の中で「僧顯曰と標して褒貶の論其人をして惡を懲し善を勸めしむるこゝろざし見えたり」と評してゐるのは此意味である。此意味に於て日本春秋は此種「史論」の先驅を成したものであると言へよう。例へば頼朝の霸業に就て

源將以伊豆流人僅徇名義。則山東海東諸國響應者如水之就下火之就燥。古人論之曰河漢至大且依有水源、森林能茂而以有本根也。將之學其盛古今所不及。寔天授之、人與之也。雖然向無賴義、義家則何以孤獨之身俄擁將師之器哉。頼義討真任宗任義家戮武衛家衛父子威名振東國。是以坂東藤平武士依賴源家。方今頼朝朝義

左袒者既及二十萬騎。是卽賴義家之貽厥也。

と言ひ更に語を繼いで賴朝が幼少より霸業を成すに至るまで五度身命の危機に遭ひながらよく一身を全ふし得たのは全く天の授けた賜であると結んでゐる。「天授之、人與之」との支那思想に依る道德觀にも賴朝の霸業を歴史的事實の上に照して考證せんとした態度が觀取せられる。又吉野朝の忠臣菊地氏三代の功業に就ては左の論がある。

武光自寂阿三世奉事南朝。能抽忠誠。身挾於敵國之際。確乎不撓數十年。世々守義不就利。所向無敵猶草偃風。惜乎哉慣小義不知大體用力。以擊叛已者不敢以道服人。掠奪州郡不恤土民。是以征東則西亂。服南則北叛。九國翻覆急於反手。三世凡百有餘戰。戰勝而無大功。所謂勇克得之。仁克不守之。必失焉者蓋是也。

此の如く日初は賞すべきは賞し貶すべきは貶してゐる。其史論の據るところ必ず歴史的事實を以てしてゐる。以上の如き史論「風」のものには可也多く見受けられる。然しながら彼の本領は寧ろ史實そのものの考證にあつたので

ある。即ち舊史の成文に就て其誤を正し名分論、形式論に依つて成文を改め以て我國の正史として誇るに足るべきものを作爲せんとしたのである。故に假令褒貶の論はあるにしても春秋にあつては寧ろ附帶的事項に屬する。

此意味に於て春秋は考證第一主義と云ふべきであらう。而して此の如き考證は多く古代史に見受けられる。このことは日初が古代史の考證を得意としてゐた、めであらう。

一體日本春秋の記述はその前半が緻密精確であるに比し、時代の進むに従つて粗笨の嫌あるを免れない。大谷文庫本五十一卷餘齊書入本も文德天皇迄となつてゐる。けだし其後は駁論の要を認めなかつた、めであらうか。要するに日初は古代史の考證を得意としてゐた。例せば第二卷神功皇后の三韓御征討に就て左の論を成してゐる。

日本紀所稱以三韓爲寶國。故我逼取之云。此自處倭寇。豈爲國家可不忌乎。神代本紀已稱。經營樛樛斯羅枳云。而自語矛盾矣。其說征討也以神恠靈異爲貴、以剛強威

力爲賢。實齊東野人之語也。愚按三韓征討庚寅十月朔振旅。十一月申凱旋。若以力攻伐不經六旬得集事乎。可知皇后有征而無戰。以道諭之。從理降服。韓亦無辱耳。顯雖不肖折衷古傳。就正立說。以雪前聖征討冤耳。

日初は書紀記載の寶國を征すとの帝國主義的文意が我國の體面を汚すものであるとて本文にも此文字を削除し東國通鑑や新羅本記所載のものを以て巧に文を按排してゐる。本文の一節に「一老臣曰倭皇所諭固愜。臣所聞太古東方神降於檀樹下。是爲朝鮮檀君。是我三韓氏太祖也。

檀君嫡々享世三千年。其間與大倭連和拒夏段攻伐。政衰自不朝貢……昔脫解倭多婆那王子即檀君宗族。然即我國太倭宗室故自古受倭皇制……」とある。こうした例は古代史の全卷を通じて屢々見受けられる。日初が古代史の考證を行ふに際し多く外國史籍を引用したことは注目し値する。垂仁天皇の條にも左の記事がある。

後漢光武本紀曰中元二年春正月倭國遣使奉獻從日本紀
々年則天皇治世八十六年丁巳而於我無傳。

或は又推古天皇の條にも

隋大業三年促我朝貢。朝廷不得已遣使。其書自稱曰日本天皇。隋主以爲無禮黜之。蓋妹子非失報書。隋不報也。漢魏以來呼我爲倭。是隋不昔日本稱也。裴世清來責之。於是重使妹子。日本稱號遂通。故唐以來皆稱日本。北史曰隋大業三年倭王朝貢。其書曰日出處天子致

書日沒處天子。日出處蓋謂日本之訛言也。我史所稱者忘國之辱也。所傳亦史者假托耳。

とある。此の如く日初が古代史を叙するに際し、外國史籍を以て舊史の成文中誤れるものを正し足らざるを補つたことは考證史家としての彼の態度をよく物語るものである。以上日初の考證史學の大概を述べたが最後に國學者なる上田秋成が日初の所論に對し駁論を行つてゐる。前述の如く日初は論贊のみならず又夫に依つて舊史の成文中にも改訂を加へてゐるが秋成はそれ等の一つ／＼に就て論評してゐる。大谷文庫本五十一卷がそれで、短論ながら、二百有餘あり文德天皇迄となつてゐる。

秋成の記紀に對する解釋や歴史一般に對する彼の考へを見る上に貴重なる文獻であるが茲では述べない。日本

春秋一般に就ての彼の批評は藤井乙男編「秋成遺文」に出
てゐる。今左に其一節を掲げる。

日初上人卓識超世。曾以禪坐之餘暇涉獵千古今取舍折
衷臆以勗焉日本春秋五十卷。恨當時不知行古言之學。

只附字設說。音訓乖錯。理義不我者尤多。或恣割古傳
和美鹽梅失其氣味者也。

彼が斯く評したことは國學者の態度としては首肯し得ら
れる。然し歴史家としては自ら異なるものがあるは勿論
である。

結 語 (史學史上の價值)

一體江戸時代の考證史學は狩谷掖齊や伴信友等に依つ
て代表せられ、幕末に至つて多く行はるゝに至つた。日
初の考證史學は其方法に於て前者と多少異なるものがある
にしても、先驅をなしてゐる點に於て史學史上浚すべか
らざる價値を有してゐる。特に歴史研究のための歴史編
纂事業の寡い江戸時代にあつて日本春秋の如きはけだし
異數のものに屬する。又江戸時代末期の「史論」の先鞭を

附けたものとも考へられ、又大日本史と共に天皇の御在
位に就て考證し奉つた如きは何れも日本春秋の特色とし
て大書すべきではなからうか、然るに此書が未だ刊本と
もならず僅かに寫本としてのみ傳はつてゐることは日初
のために悲しむものである。 昭和十六年十月稿

附 記

本文の起草に際してはすべて大谷文庫本を用ひたこ
とを附記する。